

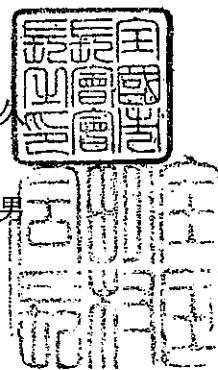
平成 20 年 2 月 25 日

地方分権改革推進委員会委員長

丹羽 宇一郎 様

全国市長会会長 佐竹 敬久

全国町村会会長 山本 文男



国の行政機関の地方支分部局について

地方支分部局の見直しの基本的な考え方については、これまで地方六団体として平成 19 年 9 月 18 日に「地方支分部局の整理に関する基本的な考え方」で示しているところです。

この基本的な考え方に基づき、全国市長会及び全国町村会においては貴委員会から平成 19 年 10 月 10 日付け府分権第 89 号で依頼のあった標記の件のうち市町村で管理・執行可能とされている法務局及び地方法務局について検討した結果は下記のとおりです。

なお、事務の移譲に当たっては徹底した行政改革を断行したうえで、それに伴う必要な財源、専門的知識を有する人員の移譲を一体的に行う必要があります。

また、これらの事務が本来国の事務であることを明確にするうえで法定受託事務として位置付けることが必要です。

記

法務局及び地方法務局

登記、戸籍等の民事行政事務については、組織のスリム化・統合をしたうえで、市町村（広域連携を含む。）に移譲するという意見と、法務局及び地方法務局の全ての業務について、引き続き、国において実施すべきという意見があることから、今後更なる検討が必要である。